

ウェイバックマシン（Wayback Machine®）による アーカイブ済み証拠及び刊行物に関する先行技術判断

筆者：ロザリンド・ジョイス（Rosalynd R. Joyce, Ph.D.）

米国連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）が最近の判決¹において、米国特許商標庁（USPTO）の特許審判部により下された最終書面決定を維持する判定を下しました。当該最終書面決定では、IPR 請求人である Keysight が Centripetal の特許出願の優先日以前に公的に入手可能であった刊行物を根拠に 35 U.S.C. § 102 に基づき Centripetal の当該特許クレームの新規性を否定する十分な証拠を提示したと認定されました。それらの手続は、公衆から刊行物へのアクセス可能性のタイムスタンプ付き証拠を提供するためのウェイバックマシン（Wayback Machine®）の利用を含む、そのような公衆のアクセス可能性の証明に関する頻繁に繰り返して起こる課題にかかわりました。最終的には、CAFC は、「当該公的に入手可能な先行技術文献は当該技術分野のベンダーからの技術文書に関するものであり、かつ、ウェイバックマシン（Wayback Machine®）によりアーカイブされた証拠によって裏付けられたように公的に入手可能であったので、当業者（POSITA）は誠実な努力（diligent effort）を尽くせば、当該文献を発見し得た」と強調しました。

事件の背景

Keysight Technologies, Inc.（以下、「Keysight」と言う）は、Centripetal Networks, LLC.（以下、「Centripetal」と言う）が所有する米国特許第 10,284,526 号のクレームに対し、当事者系レビュー（IPR）を請求しました。他の証拠のうち、Keysight は、当該クレームは Cisco IronPort 社によるウェブ・ユーザ・ガイド用 AsyncOS7.1（Cisco IronPort AsyncOS7.1 for Web User Guide。以下「IPUG」と言う）から新規

¹ Centripetal Networks, LLC, v Keysight Techs, Inc., No. 2024-2246, 2026 WL 904575 (Fed. Circ. April 2, 2026).

性がなく自明であるから特許性がないと主張しました。特許審判部はそれに同意しました²。特許審判部により Keysight に有利に判定された重要な問題点は、IPUG が 35 U.S.C. § 102 に基づく先行技術として入手可能であったかでした。

CAFC における上訴では、Centripetal は、「IPUG は当該特許の優先日の前に公的に入手可能であった刊行物であるという特許審判部の判断が間違っているので、IPUG は先行技術文献としての要件を満たしていない」と反論しました。CAFC は、それには同意せず、その結果、実質的な証拠により裏付けられたので、より具体的には、Centripetal の当該特許の優先日以前の日付で IPUG が保存されたアーカイブされたウェブページと、「POSITA は、当該技術分野のベンダーから、IPUG のような資料を含む、製品マニュアル及び技術文書を探して見つけ得た」と説明した専門家宣誓供述書とにより裏付けられたので、特許審判部の最終書面決定を維持しました。

「刊行物」に関する判断

米国特許審査手続便覧 (MPEP) の規則 § 2128 は、文献が公的に入手可能な「刊行物」 (printed publication) であるかの判断に関するガイダンスを提供しています。具体的には、規則 § 2128 では、次の通り記載されています。

- 「文献が、頒布されている、或いは、関係者及び当業者が合理的な努力を尽くせばその文献を見つけることができる程度に入手可能となったことが十分に示される限り」、そのような文書は「刊行物」として認められる。

刊行物は、アイテムが公的に掲示された時点で公的に入手可能なグループ討論、フォーラム、デジタルビデオ、又はソーシャルメディア上の投稿も含み得ます。しかしながら、公開日がない出版物であっても、当該出版物のアーカイブ版

² *Keysight Techs., Inc., v. Centripetal Networks, LLC*, IPR2022-01525, 2024 WL 1626349 (Pat. Tr. App. Bd. Apr. 15, 2024).

がウェイバックマシン（Wayback Machine®）のインターネット・アーカイブ・サービスにより取得できる場合、先行技術として認められ得ます。

MPEP の規則§ 2128.II.E では、ウェイバックマシン（Wayback Machine®）は、アーカイブ版のウェブサイトを保持するデジタルライブラリーとして記載されています。デジタルライブラリーは、記録が行われた時刻である年／月／日／時／分／秒とオリジナルのウェブサイトの URL により示されるウェブオブジェクト（ウェブページ、画像、動画等）のタイムスタンプ付きコピーを保存します。タイムスタンプが記録されると、当該ウェブオブジェクトは、タイムスタンプされた時点で公的に入手可能であると見なされる一応の証拠（*prima facia*）となります。したがって、ウェイバックマシン（Wayback Machine®）は、公衆が、最も近い利用可能な日までに URL のアーカイブされた記録を閲覧することを可能にするサービスとなります。

MPEP 規則§ 2128.01 は、公衆のアクセス可能性のレベルに対処するもので、文献が公衆から十分にアクセス可能であるかを判断する際に使える多くの要因が存在すると特に示されています。文献が目録化され、索引に載せられ、かつ検索機能があるかが要因となりますが、しかしながら、これらは必ずしも全て必要なわけではありません。これらの考慮事項のそれぞれは、特許審判部の最終書面決定において強調表示されました。

IPR 請求に伴い、Keysight は、ウェイバックマシン（Wayback Machine®）の管理者により宣誓された、システムのソフトウェアがどのように、アーカイブされたサイトの URL のタイムスタンプをフォーマットしたか、そして、アーカイブされたサイトがどのように、他の URL へのハイパーリンクを包含するアーカイブされた URL を管理するかを示した事実宣誓供述書を根拠として提出しました。その宣誓者は、次の通り示しました。

-当該インターネットアーカイブは、サイトの URL を「<http://web.archive.org/web/>[(年を示す) yyyy][(月を示す) mm][(日を示す) dd][(時刻を示す) hh:mm:ss]/[アーカイブされた URL]」形式(別名、「拡張 URL」)で、アーカイブされたファイルに割り振ります。したがって、拡張 URL「<http://web.archive.org/web/19970126045828/http://www.archive.org/>」は、1997年1月26日(1997/01/26)の午前4時58分28秒(04:58:28)にアーカイブされた当該インターネットアーカイブホームページ HTML (<http://www.archive.org/>) ファイルの記録の URL を指します。

Keysight は、ウェイバックマシン (Wayback Machine®) を利用して、早くも 2013 年 10 月 10 日に公的に入手可能で、かつ、2017 年 3 月 1 日に索引に載せられた、以下に示された通りの、Cisco のウェブサイトから入手可能な IPUG のタイムスタンプ付き証拠を提示しました。

https://web.archive.org/web/20131010181300/http://www.cisco.com/en/US/docs/security/wsa/wsa7.1/user_guide/Cisco_IronPort_AsyncOS_7.1.0_User_Guide_for_Web_Security_Appliances.pdf

<https://web.archive.org/web/20170301191447/https://www.cisco.com/c/en/us/support/security/web-security-appliance/products-user-guide-list.html>

Centripetal は、特許審判部に対し、「IPUG は POSITA により発見され得るように意味のある形で検索可能や索引に載せられたとは示されなかった」と反論しました。Centripetal は、*Blue Calypso* 判決³及び *Acceleration Bay* 判決⁴を含む CAFC による判例に依拠しました。それらの判例では、特定の出版物が § 102 に基づく先行技術としての要件を満たさないと判定されました。*Blue Calypso* 判決においては、個人ウェブページが索引に載せられておらず、ウェブページの閲覧やダウン

³ *Blue Calypso, LLC v. Groupon, Inc.*, 815 F.3d 1331, 1349–50 (Fed. Cir. 2016).

⁴ *Acceleration Bay, LLC v. Activision Blizzard Inc.*, 908 F.3d 765, 772–73 (Fed. Cir. 2018).

ロードの証拠が提供されなかったため当該ウェブページは公的にアクセス可能ではないと判定されました。一方、*Acceleration Bay* 判決では、ウェブサイトからの刊行物は、当該ウェブサイトが意味のある形で索引されておらず、当該ウェブサイトの絞り込み検索機能により POSITA により当該出版物が見つけれ得た結果は得られなかったため、公的にアクセス可能ではないと判定されました。特許審判部は、それには同意せず、「*Acceleration Bay* 判決と *Blue Calypso* 判決における問題の文献とは異なり、Cisco のネットワーキング製品は、POSITA によく知られているものである」と特に示しました。事実上、IPUG 文献は Cisco のウェブサイト提供されたため、特許審判部は、今回の事件はむしろ *Voter Verified* 判決⁵に近いと説明しました。当該判決において、CAFC は次の通り述べました。

- **Risks Digest** ウェブサイトは、議論の余地なく、紛争となった日に全てのインターネットユーザにより利用できるものでした。当該ウェブサイト自体が 1999 年以前に（検索エンジン等を介して）索引されていたか否かにかかわらず、当該異論されなかった証拠は、電子投票に関心を持つ当業者が **Risks Digest** をそのような技術を討論するための主要なフォーラムとして独自に認識し得たことを示します。**Risks Digest** ウェブサイトへアクセスすれば、そのような関心を持つ検索者は、当該ウェブサイト自体の検索機能を使って合理的な努力をして **Benson** 記事を発見し得ました。

ウェイバックマシン（Wayback Machine®）の管理者により宣誓された当該事実宣誓供述書に加えて、特許審判部は、**Keysight** が提出した専門家宣誓供述書（専門家証言）にも依拠しました。当該専門家宣誓供述書は、POSITA は関連主題に関するベンダーから製品マニュアル及び製品説明を探すように促され得たという意見が記載されています。特許審判部は、IPUG 文書はアプライアンスの特徴について学習するためのリソースであり、したがって「**IronPort** ウェブセキュリティのアプリ

⁵ *Voter Verified, Inc. v. Premier Election Sols., Inc.*, 698 F.3d 1374, 1380 (Fed. Cir. 2012).

ライアンスのセットアップ、管理、及びモニターリングに関する指示を提供している」と指摘しました。特許審判部は、IPUGを、「その目的が『意図されたオーディエンスとのダイアログ』であり、当該目的は公衆のアクセス可能性を指す」文書として特徴付けました。

「IPUGはCentripetalの当該特許の優先日以前に公的に利用可能であった」ことを証明したそれらの事実宣誓供述書、専門家宣誓供述書及びタイムスタンプ付き証拠と一致して、特許審判部は、POSITAはCiscoのホームページを見て回って更にCiscoの製品、特に、IPUGに記載されたようなウェブプロキシデバイスを見て回る理由があったので、IPUGは先行技術としての要件を満たすと判定しました。このように、特許審判部は、Keysightが請求した特許有効性に対する異議申立に有利な判定を下しました。

特許審判部の最終書面決定により、頻繁に起こる証拠上の争点の説明が提供され、すなわち、35 U.S.C. § 102に基づく先行技術となる刊行物である「インターネット上のみ」の文献の説明が提供されます。自明な公開日がないインターネットウェブサイト又はウェブページは最初から先行技術文献としての要件を満たすように見えない場合がありますが、ウェイバックマシン（Wayback Machine®）のインターネットアーカイブは、出版物が公的に入手可能であるかを識別し、そして、入手可能な時を識別するために何人も使用できる貴重なツールです。宣誓された適切な事実宣誓供述書及び専門家証言を取得することは、Keysightが成功した鍵でした。